

令和4年度第1回

松本市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和4年8月25日

健康福祉部保険課

(報告第1号)

令和3年度 国民健康保険特別会計決算状況について

1 概要

国民健康保険法に基づき、被用者や公務員等以外の地域住民を対象とした保険医療給付を行うことを目的に設置しました。

令和3年度末の松本市の被保険者数は、4万5,498人（前年度対比1,621人、3.4%の減）で、世帯数は、29,747世帯（前年度対比639世帯、2.1%の減）となります。

1人当たりの療養諸費費用額は、40万9,754円（前年度対比30,120円、7.9%の増）となりました。

平成30年4月の国民健康保険県域化以降、財政運営の責任主体が県へ移行してから4年が経過し、運営は概ね順調に進んでおります。

しかしながら、県内市町村の格差が大きな保険給付と保険料の平準化を進め、被保険者間の公平な負担による制度の継続性を図ることが必要です。

国の令和2年5月の国保運営方針策定要領改定を受け、現在、県では保険料(税)水準の県内統一に向け、ロードマップを策定し、市町村と検討が行われております。

2 決算概要

(1) 総括

歳入の決算額は、241億1,622万8,054円（対予算比98.8%、対調定比95.0%、前年度対比10億5,216万4,161円、4.6%の増）、歳出の決算額は、232億5,221万4,334円（執行率95.2%、前年度対比9億3,684万5,883円、4.2%の増）で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、8億6,401万3,720円（前年度対比1億1,531万8,278円、15.4%の増）となりました。

なお、翌年度へ繰り越さなければならない財源はありませんので、実質収支は、形式収支と同額の8億6,401万3,720円となり黒字決算となっています。

(2) 歳入

歳入の主なものは、県支出金の167億7,534万3,059円（前年度対比7億7,716万2,775円、4.9%の増）であり、県支出金の内訳では、保険給付費等交付金の普通交付金164億5,158万4,059円（前年度比8億5,636万4,775円、5.5%の増）となっており、これは支出する保険給付費の実額が交付されたものです。国民健康保険税は、49億9,222万4,759円（前年度対比9,497万3,179円、1.9%の減）、繰入金は、13億8,498万45円（前年度対比1,040万1,628円、0.7%の減）となっています。

国庫支出金は1,847万1,000円（前年度対比7,670万3,000円、80.6%の減）です。減額の理由は、令和2年度に新型コロナウイルス関連の臨時特例交付金として7,702万4,000円の交付を受けたこと等によるものです。

(3) 歳出

歳出の主なものは、歳出全体の約71.2%を占める保険給付費が165億6,630万1,067円（前年度対比8億5,147万7,848円、5.4%の増）、国民健康保険事業費納付金が60億9,250万912円（前年度対比1億1,940万1,643円、2.0%増）となっています。

3 令和3年度の主な事業内容

(1) 国保加入状況（令和4年3月末現在）

区 分	加入状況	市全世帯に対する加入割合 ()は構成割合	前 年 度 対 比	
			増 減 数	増 減 割 合
加入世帯数	29,747 世帯	27.7%	△ 639 世帯	△ 2.1%
被保険者数	45,498 人	19.3%	△ 1,621 人	△ 3.4%
	一般	(100 %)	△ 1,621 人	△ 3.4%
	退職	(0.0 %)	0 人	皆減

(2) 国民健康保険税

区 分		3 年 度	2 年 度	比 較
所得割額按分率	医療分	9.1 %	9.1 %	—
	支援金分	3.2 %	3.2 %	—
	介護分	2.6 %	2.6 %	—
被保険者均等割額	医療分	18,800 円	18,800 円	—
	支援金分	6,500 円	6,500 円	—
	介護分	6,400 円	6,400 円	—
世帯別平等割額	医療分	22,700 円	22,700 円	—
	支援金分	7,400 円	7,400 円	—
	介護分	6,700 円	6,700 円	—
課 税 限 度 額	医療分	630,000 円	630,000 円	—
	支援金分	190,000 円	190,000 円	—
	介護分	170,000 円	170,000 円	—
収納率(現年分)	医療分	94.21 %	93.98 %	0.23 ポイント
	支援金分	94.13 %	93.90 %	0.23 ポイント
	介護分	91.89 %	92.03 %	△0.14 ポイント

(3) 保険給付状況

区分	療養給付費				療養費（含移送費）			
	費用額	伸率	給付額	伸率	費用額	伸率	給付額	伸率
総額	千円 18,941,809	% 5.5	千円 14,102,060	% 5.7	千円 160,111	% △2.0	千円 118,111	% △2.1
一般	18,941,795	5.5	14,102,050	5.7	160,111	△2.0	118,111	△2.1
退職	14	△97.4	10	△97.4	0	皆減	0	皆減
前年度 決算額	17,958,095	△3.5	13,347,072	△3.1	163,339	△12.0	120,590	△11.4

区分	高額療養費		高額介護合算療養費		出産育児一時金		葬祭費	
	支給額	伸率	支給額	伸率	支給額 ・件数	伸率	支給額 ・件数	伸率
総額	千円 2,187,619	% 5.2	千円 2,551	% 12.8	千円 54,939	% △14.4	千円 13,550	% 0.4
一般	2,187,619	5.2	2,551	12.8	件		件	
退職	0	皆減	0	皆減	134	△11.8	271	0.4
前年度 決算額	2,080,188	△1.5	2,262	△1.9	64,179	△13.9	13,500	5.2

区分	結核精神給付金		傷病手当金	
	支給額	伸率	支給額	伸率
総額	千円 42,228	% 3.1	千円 1,487	% 1925.7
前年度 決算額	40,977	△ 1.7	73	皆増

(4) 令和3年度国民健康保険税の収納状況

ア 収納状況

(ア) 現年度分

区分	(円) (円) (%)			(円) (円) (%)			(円) (円) (%) (%) (%)		
	調定額			収入額			収納率		
	令和3年度	令和2年度	対前年度比	令和3年度	令和2年度	対前年度比	令和3年度	令和2年度	増減
医療分	3,478,284,065	3,533,234,237	98.44%	3,276,762,672	3,320,612,497	98.68%	94.21%	93.98%	0.23ホ°
支援金分	1,182,480,282	1,202,033,355	98.37%	1,113,055,704	1,128,692,715	98.61%	94.13%	93.90%	0.23ホ°
介護分	400,817,353	412,166,808	97.25%	368,325,366	379,334,431	97.10%	91.89%	92.03%	△0.14ホ°
合計	5,061,581,700	5,147,434,400	98.33%	4,758,143,742	4,828,639,643	98.54%	94.01%	93.81%	0.20ホ°

(イ) 滞納繰越分

区分	(円) (円) (%)			(円) (円) (%)			(円) (円) (%) (%) (%)		
	調定額			収入額			収納率		
	令和3年度	令和2年度	対前年度比	令和3年度	令和2年度	対前年度比	令和3年度	令和2年度	増減
医療分	772,083,421	894,147,742	86.35%	155,496,740	171,346,193	90.75%	20.14%	19.16%	0.98ホ°
支援金分	265,010,713	301,082,511	88.02%	53,580,540	58,793,622	91.13%	20.22%	19.53%	0.99ホ°
介護分	124,609,871	148,980,101	83.64%	25,003,737	28,418,480	87.98%	20.07%	19.08%	0.69ホ°
合計	1,161,704,005	1,344,210,354	86.42%	234,081,017	258,558,295	90.53%	20.15%	19.23%	0.92ホ°

イ 収納率

(ア) 収納率の推移

現年度分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
収納率	90.46%	90.59%	90.45%	90.27%	90.87%	91.69%	92.18%	92.93%	92.63%	93.81%	94.01%
対前年増減	0.70ホ°	0.13ホ°	△0.14ホ°	△0.18ホ°	0.60ホ°	0.82ホ°	0.49ホ°	0.75ホ°	△0.30ホ°	1.18ホ°	0.20ホ°

滞納繰越分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
収納率	14.03%	16.93%	16.57%	14.56%	14.64%	15.53%	15.99%	16.34%	15.80%	19.23%	20.15%
対前年増減	2.66ホ°	2.90ホ°	△0.36ホ°	△2.01ホ°	0.08ホ°	0.89ホ°	0.46ホ°	0.35ホ°	△0.54ホ°	3.43ホ°	0.92ホ°

(イ) 収納率の対前年度比較 (月別)

月	現年			滞線		
	R03	R02	増減	R03	R02	増減
4月				1.52 %	1.16 %	0.36 ㇼ
5月				2.99 %	2.15 %	0.84 ㇼ
6月				4.88 %	5.69 %	△0.81 ㇼ
7月	8.38 %	9.08 %	△0.70 ㇼ	7.47 %	7.97 %	△0.50 ㇼ
8月	19.49 %	18.97 %	0.52 ㇼ	9.47 %	9.96 %	△0.49 ㇼ
9月	30.01 %	29.45 %	0.56 ㇼ	11.09 %	11.53 %	△0.44 ㇼ
10月	37.72 %	37.34 %	0.38 ㇼ	12.67 %	13.25 %	△0.58 ㇼ
11月	49.06 %	48.61 %	0.45 ㇼ	14.06 %	14.54 %	△0.48 ㇼ
12月	61.82 %	61.35 %	0.47 ㇼ	16.01 %	15.64 %	0.37 ㇼ
1月	68.09 %	66.38 %	1.71 ㇼ	17.27 %	16.84 %	0.43 ㇼ
2月	76.24 %	74.31 %	1.93 ㇼ	18.81 %	18.01 %	0.80 ㇼ
3月	86.43 %	86.09 %	0.34 ㇼ	20.15 %	19.23 %	0.92 ㇼ
4月	93.08 %	92.84 %	0.24 ㇼ			
5月	94.01 %	93.81 %	0.20 ㇼ			

(ウ) 所得段階別収納率

・ 別紙・資料1

ウ 収入未済額の推移

年度	区分	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(円)	(%)
		調定額	収入額	収納率	不納欠損額	収入未済額	対前年増減	対前年比
H29	現年	5,629,607,900	5,189,212,873	92.18	0	440,395,027	△ 46,634,728	90.42
	滞線	1,793,476,187	286,703,521	15.99	248,467,019	1,258,305,647	△ 74,219,092	94.43
	合計	7,423,084,087	5,475,916,394	73.77	248,467,019	1,698,700,674	△ 120,853,820	93.36
H30	現年	5,460,036,200	5,073,755,765	92.93	36,600	386,243,835	△ 54,151,192	87.70
	滞線	1,686,109,502	275,487,316	16.34	263,094,795	1,147,527,391	△ 110,778,256	91.20
	合計	7,146,145,702	5,349,243,081	74.85	263,131,395	1,533,771,226	△ 164,929,448	90.29
R01	現年	5,327,346,400	4,934,904,513	92.63	0	392,441,887	6,198,052	101.60
	滞線	1,521,272,026	240,395,641	15.80	306,891,938	973,984,447	△ 173,542,944	84.88
	合計	6,848,618,426	5,175,300,154	75.57	306,891,938	1,366,426,334	△ 167,344,892	89.09
R02	現年	5,147,434,400	4,828,639,643	93.81	0	318,794,757	△ 73,647,130	81.23
	滞線	1,344,210,354	258,558,295	19.23	235,158,754	850,493,305	△ 123,491,142	87.32
	合計	6,491,644,754	5,087,197,938	78.37	235,158,754	1,169,288,062	△ 197,138,272	85.57
R03	現年	5,061,581,700	4,758,143,742	94.01	0	303,437,958	△ 15,356,799	95.18
	滞線	1,161,704,005	234,081,017	20.15	158,786,774	768,836,214	△ 81,657,091	90.40
	合計	6,223,285,705	4,992,224,759	80.22	158,786,774	1,072,274,172	△ 97,013,890	91.70

<< 令和3年度 国民健康保険税 所得段階別収納率 >>

(令和3年度決算数値)

資料1

<< 1 総所得段階別収納率 >>

総所得金額 段階	義務者 A (世帯)			調定額 B	収入額 C	収納率 C / B		総所得金額合計 D	調定 / 総所得 B / D		
	(円)	(人)	(%)			(%)	(前年度)		(前年度)	(円)	(%)
～ 0	8,112		23.9	25.3	190,051,500	181,415,880	95.46	95.92	0	—	—
1 ～ 330,000	3,276		9.6	10.0	75,529,000	72,476,660	95.96	96.29	525,892,020	14.4	14.3
330,001 ～ 1,000,000	6,610		19.4	19.6	381,063,900	360,583,355	94.63	94.36	4,274,516,094	8.9	11.3
1,000,001 ～ 2,000,000	7,675		22.6	22.0	1,204,555,300	1,113,212,417	92.42	91.95	11,081,487,935	10.9	11.8
2,000,001 ～ 3,000,000	3,719		10.9	9.7	995,007,400	932,222,711	93.69	92.55	9,049,860,621	11.0	11.5
3,000,001 ～ 4,000,000	1,546		4.5	4.4	600,975,000	560,180,250	93.21	94.84	5,312,088,336	11.3	11.5
4,000,001 ～ 5,000,000	778		2.3	2.1	399,205,600	380,234,800	95.25	94.10	3,464,246,973	11.5	11.8
5,000,001 ～ 6,000,000	416		1.2	1.2	269,826,400	260,110,200	96.40	97.05	2,266,827,737	11.9	12.1
6,000,001 ～ 7,000,000	260		0.8	0.8	195,520,800	191,731,850	98.06	98.09	1,679,260,230	11.6	12.2
小 計	32,392		95.2	95.2	4,311,734,900	4,052,168,123	93.98	93.78	37,654,179,946	11.5	12.3
7,000,001 ～	718		2.1	1.9	607,782,900	600,905,580	98.87	98.94	9,328,899,519	6.5	5.9
中 計	33,110		97.3	97.1	4,919,517,800	4,653,073,703	94.58	94.34	46,983,079,465	10.5	11.0
所得不明 (未申告有世帯)	915		2.7	2.9	76,695,600	53,757,149	70.09	70.42	234,720,442	(32.7)	(33.4)
合 計	34,025		100.0	100.0	4,996,213,400	4,706,830,852	94.21	93.98	47,217,799,907	10.6	11.1

(参考) R02合計	34,220				5,085,099,100	4,779,173,117			45,782,234,319		
------------	--------	--	--	--	---------------	---------------	--	--	----------------	--	--

過年度随時	1,294				65,368,300	44,297,270	67.77	66.37			
未還付額						7,015,620					
令和3年度 合計					5,061,581,700	4,758,143,742	94.01	93.81			

<< 2 世帯主年齢別収納率 >> <所得不明(未申告世帯)、過年度随時は除く。>

世帯主年齢 (3/31現在)	義務者 A (世帯)			調定額 B	収入額 C	収納率 C / B		総所得金額合計 D	調定 / 総所得 B / D		
	(人)	(%)	(%)			(前年度)	(前年度)		(円)	(%)	(%)
～ 40歳未満	3,549		10.7	11.1	401,649,700	342,303,025	85.22	83.35	4,858,378,344	8.3	7.4
40歳以上 ～ 65歳未満	10,495		31.7	32.0	1,866,020,500	1,703,192,713	91.27	91.19	16,930,177,707	11.0	11.7
65歳以上 ～ 75歳未満	13,149		39.7	40.3	2,148,982,200	2,110,572,095	98.21	98.17	20,561,267,849	10.5	11.3
75歳以上 ～	5,917		17.9	16.6	502,865,400	497,005,870	98.83	98.81	4,633,255,565	10.9	11.6
合 計	33,110		100.0	100.0	4,919,517,800	4,653,073,703	94.58	94.34	46,983,079,465	10.5	11.0

※「義務者」の小計・中計・合計は、各段階の数値の単純合計。

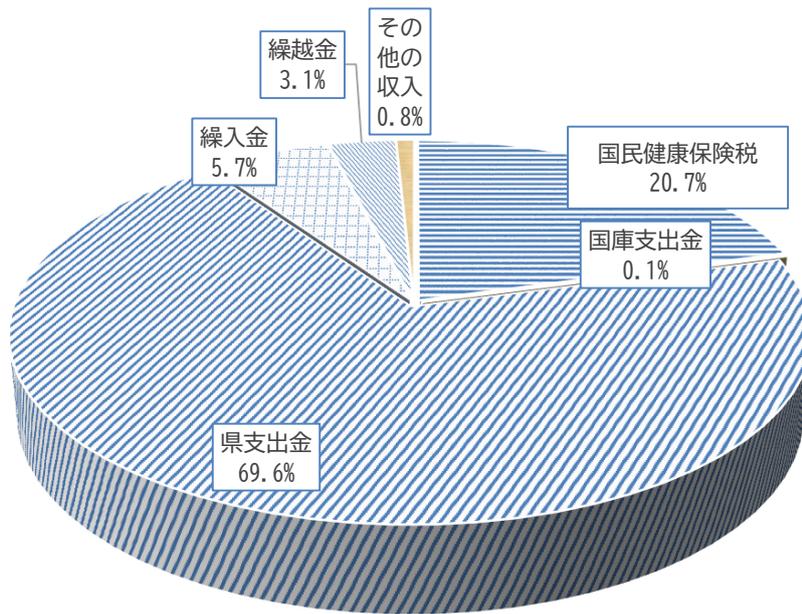
令和3年度 松本市国民健康保険特別会計の決算状況

別表

(単位：千円)

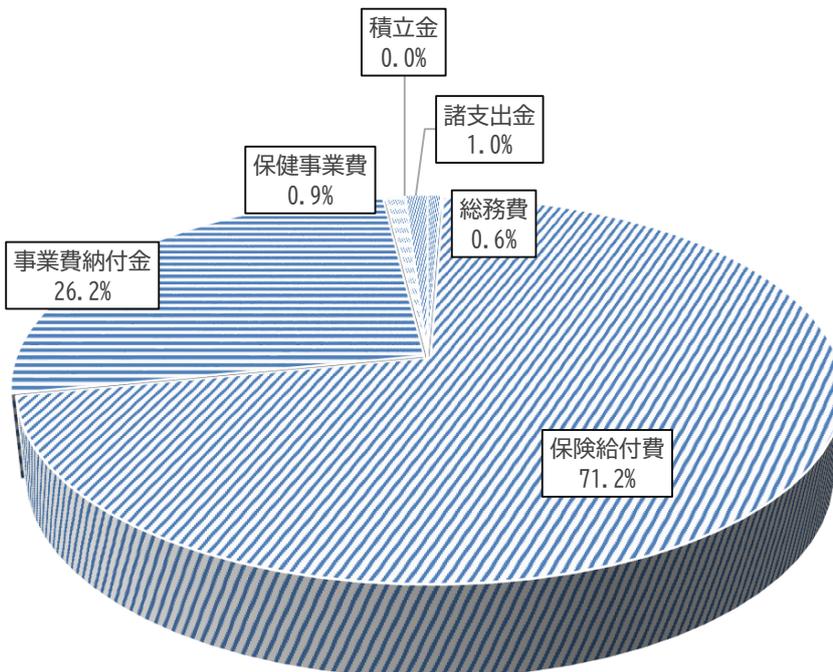
項 目	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	令和2年度			令和3年度			
			決算 C	前年増減 D=C-B	前年比(%) E=D/B	決算 F	前年増減 G=F-C	前年比(%) H=G/C	
歳 入	国民健康保険税	5,349,243	5,175,300	5,087,198	△ 88,102	△ 1.70	4,992,225	△ 94,973	△ 1.87
	国庫支出金	129	912	95,174	94,262	10,335.75	18,471	△ 76,703	△ 80.59
	県支出金	16,281,595	16,381,647	15,998,180	△ 383,467	△ 2.34	16,775,343	777,163	4.86
	繰入金	1,434,513	1,421,059	1,395,382	△ 25,677	△ 1.81	1,384,980	△ 10,402	△ 0.75
	一般会計繰入金(法定繰入) 他	1,434,513	1,421,059	1,395,382	△ 25,677	△ 1.81	1,384,980	△ 10,402	△ 0.75
	一般会計繰入金(法定外繰入) ①	0	0	0	0	-	0	0	-
	基金繰入金 ②	0	0	0	0	-	0	0	-
	繰越金 ③	982,198	674,169	268,125	△ 406,044	△ 60.23	748,695	480,570	179.23
	その他の収入	63,874	204,029	220,005	15,976	7.83	196,515	△ 23,490	△ 10.68
	療養給付費交付金	0	0	0	0	-	0	0	-
	前期高齢者交付金	0	0	0	0	-	0	0	-
共同事業交付金	0	0	0	0	-	0	0	-	
計 ④	24,111,552	23,857,116	23,064,064	△ 793,052	△ 3.32	24,116,229	1,052,165	4.56	
歳 出	総務費	122,864	137,731	170,994	33,263	24.15	143,865	△ 27,129	△ 15.87
	保険給付費	16,180,817	16,243,758	15,714,823	△ 528,935	△ 3.26	16,566,301	851,478	5.42
	国民健康保険事業費納付金	6,541,207	6,794,585	5,973,099	△ 821,486	△ 12.09	6,092,501	119,402	2.00
	保健事業費	208,191	205,546	199,444	△ 6,102	△ 2.97	213,488	14,044	7.04
	積立金	684	714	796	82	11.48	607	△ 189	△ 23.69
	諸支出金	383,620	206,657	256,212	49,555	23.98	235,452	△ 20,760	△ 8.10
	後期高齢者支援金等	0	0	0	0	-	0	0	-
	前期高齢者納付金等	0	0	0	0	-	0	0	-
	老人保健拠出金等	0	0	0	0	-	0	0	-
	介護納付金	0	0	0	0	-	0	0	-
	共同事業拠出金	0	0	0	0	-	0	0	-
前年度繰上充用金	0	0	0	0	-	0	0	-	
計 ⑤	23,437,383	23,588,991	22,315,368	△ 1,273,623	△ 5.40	23,252,214	936,846	4.20	
形式収支 ⑥=④-⑤	674,169	268,125	748,696	480,571	179.23	864,015	115,319	15.40	
単年度収支 ⑦=⑥-①-②-③	△ 308,029	△ 406,044	480,571	886,615	△ 218.35	115,319	△ 365,252	△ 76.00	
基金残高 ⑧	630,684	631,398	632,193	795	0.13	632,800	607	0.10	
実質的な黒字額 ⑨=⑥+⑧	1,304,853	899,523	1,380,889	481,366	53.51	1,496,815	115,926	8.40	

《収支の概要》



歳 入
24,116,228千円

国民健康保険税	4,992,225
国庫支出金	18,471
県支出金	16,775,343
繰入金	1,384,980
繰越金	748,695
その他の収入	196,515



歳 出
23,252,214千円

総務費	143,865
保険給付費	16,566,301
事業費納付金	6,092,501
保健事業費	213,488
積立金	607
諸支出金	235,452

(報告第2号)

令和4年度 国民健康保険税の当初賦課の状況について

1 経過

- 4. 2. 7 令和3年度第2回国民健康保険運営協議会に現状を報告
- 3. 2. 8 令和3年度第3回国民健康保険運営協議会に市長から税率改定について諮問
- 4. 2. 8 国民健康保険運営協議会から市長に答申
- 6. 2. 3 市議会において条例案が議決
- 7. 5 R4年度当初賦課算定 (7. 1. 4 当初納付書発送)

2 改定の内容

(1) 税率改定分

- ア 所得割を8.1% (改定前:9.1%) に引下げ
- イ 平等割を21,700円 (改定前:22,700円) に引下げ

(2) 制度改正分

- ア 未就学児の均等割減額
- イ 限度額の引上げ (医療分、後期支援分)

3 税率改定後の当初賦課の状況

別表1のとおり

4 今後の見込み

本算定の結果は、前年度に比べ、税率改定及び被保険者数等の減により、減額となりました。

また、軽減世帯数の状況から、7割軽減世帯数が増えています。

これは、新型コロナウイルス感染症により、景気の回復がみられず、低所得者層の所得が伸び悩んだ結果であり、本算定の結果に影響した一つの要因と考えられます。

今後は加入者の状況により、更正増等による変動が生ずるため、例月の調定額並びに景気の変動を注視しつつ、必要があれば適正な時期に予算措置を講じます。

令和4年度国民健康保険税当初賦課結果概要

当初課税算定日 令和4年7月5日

区 分	課 税 額(円)			
	R3	R4	差額	対前年度比
医療給付費分	3,436,681,037	3,082,895,700	△ 353,785,337	89.7%
後期高齢者 支援金分	1,168,530,763	1,129,203,200	△ 39,327,563	96.6%
介護納付金分	393,201,500	378,851,200	△ 14,350,300	96.3%
合 計	4,998,413,300	4,590,950,100	△ 407,463,200	91.8%

区 分	世 帯 数(世帯)			
	R3	R4	差	対前年度比
医療給付費分	31,184	30,865	△ 319	98.9%
後期高齢者 支援金分	31,184	30,865	△ 319	98.9%
介護納付金分	13,176	13,024	△ 152	98.8%

区 分	被 保 険 者 数(人)			
	R3	R4	差	対前年度比
医療給付費分	48,233	47,072	△ 1,161	97.5%
後期高齢者 支援金分	48,233	47,072	△ 1,161	97.5%
介護納付金分	15,379	15,130	△ 249	98.3%

区分	軽減世帯数 (医療給付費分・世帯)			
	R3	R4	差	対前年度比
7割	8,729	9,014	285	103.2%
5割	4,647	4,507	△ 140	96.9%
2割	3,321	3,274	△ 47	98.5%
合 計	16,697	16,795	98	100.5%

第2期データヘルス計画等の実施状況について

1 国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に係る主な事業の実施状況

(1) 中長期的な目標

糖尿病性腎症、脳血管疾患、虚血性心疾患の新規患者数の減少、医療費の伸びの抑制を目指します。 ※ 目標年度：R5（各年累計 単位：人/千人）

項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標
糖尿病性腎症新規患者数	0.80	0.87	0.86	0.87	0.70	0.74	0.80
脳血管疾患新規患者数	2.49	2.58	2.36	2.48	2.57	2.09	1.91
虚血性心疾患新規患者数	2.68	2.57	2.48	2.30	2.50	2.38	1.90

計画策定時（H28）と比較すると新規患者数は減少傾向にありますが、脳血管疾患、虚血性心疾患については、未だ目標値に届いていません。個別の保健事業（特定健診の受診率向上、特定保健指導、要治療者や治療中断者への受診勧奨、糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防対策）の取組みを継続・強化し、目標に掲げた3疾患の発症予防を目指します。

(2) 個別の保健事業の実施状況

ア 特定健診実施状況

	H30	R1	R2	R3 (R4.4時点)	目標値
対象者(人)	34,288	32,955	32,948	33,831	60
受診者(人)	15,473	13,927	12,507	14,242	
受診率(%)	45.1	42.3	38.0	42.1	

令和3年度は、地区担当保健師を始めとする地区等での受診勧奨の他、新たな取組みとして、人工知能を用いた受診勧奨を実施しました。健診や医療機関の受診データを分析して分けたグループごとに、受診勧奨通知の内容を変えることで、受診率の大幅な向上につながりました。

今後も、保健事業の基本となる特定健診の受診勧奨では、自身の体に関心を持ってもらえるよう、ガン検診等も含め力を入れていきます。

イ 特定保健指導実施状況

特定健診受診者のうち、健診の結果（腹囲、血圧、脂質、血糖等）からハイリスクの方へ、特定保健指導を実施しています。

	H30	R1	R2	R3 (暫定値)	目標値
保健指導対象者(人)	1,537	1,370	1,240	1,263	60
※1利用者(人)	703	684	637	731	
利用率(%)	45.7	49.9	51.4	57.9	
※2終了者(人)	619	589	587		
終了率(%)	40.3	43.0	47.3		

※1 利用者：初回面接を実施した人 ※2 終了者：保健指導終了に至った人

令和2年度から集団健診分のうち、保健指導の継続支援や最終評価の一部を委託化したところ、令和2年度の終了率が向上しました。事業の効果検証を行いながら、引き続き取り組みます。

ウ 重症化予防事業（集団健診） ※医師会＋地区

健診結果から、医療機関の受診が必要な検査項目がある者に保健指導及び受診勧奨

R3（暫定値）	健診受診者 （人）	該当者 （人）	発生率 （％）	受診者 （人）	受診率 （％）
血圧	3,819	153	4.01	93	60.8
脂質（中性脂肪）		21	0.55	6	28.6
脂質（LDL）		231	6.05	125	54.1
糖代謝（空腹時）		59	1.54	37	62.7
糖代謝（HbA1c）		52	1.36	33	63.5
腎（eGFR）		56	1.47	46	82.1
腎（尿たんぱく）		28	0.73	21	75.0
心房細動		9	0.24	5	55.6
合計	3,819	610	15.97	367	60.2

受診勧奨の結果、約 6 割の方を医療機関へつなぐことができましたが、4 割は未受診の状況です。対面での健診結果の返却、必要に応じた保健指導・受診勧奨など、取組みを継続します。

エ 生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業

生活習慣病の治療が中断している恐れのある者へ通知・電話による受診勧奨

項目	R1	R2	R3	目標値
対象者（人）	37	41	72	
評価対象者（人）	34	38	67	
受診者（人）	18	18	28	
受診率（％）	52.9	47.4	41.8	50

対象者が増加している状況です。令和 4 年度からは、糖尿病の治療中断者に重点をおき、年間をとおして治療中断者を把握し、受診勧奨を実施する予定です。

オ 糖尿病性腎症重症化予防事業

松本市は、国保医療費に占める慢性腎不全(透析有)の割合が、県等と比較して高い状況です。人工透析の原因疾患のうち、高い割合を占める糖尿病性腎症の重症化予防に力を入れて取り組んでいます。

事業 1：院外処方患者を対象とし、かかりつけの薬局で薬を受け取るついでに行う、自己管理支援

事業 2：処方先に関わらない、保健師・栄養士等による訪問や Web 面談による指導（(1)は院外処方のみ）

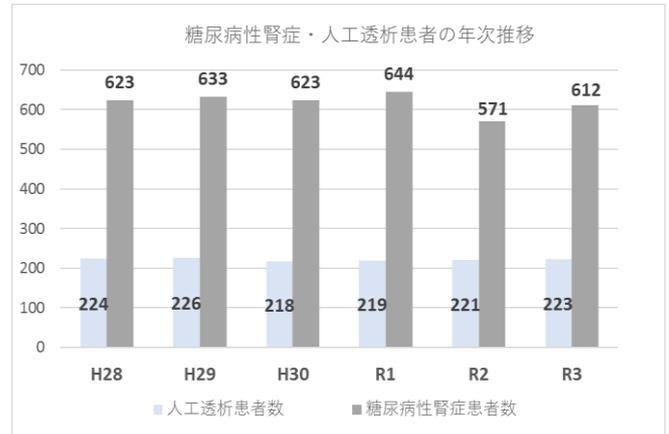
事業 3：【R4 新】管理栄養士による食事指導（参加がしやすく、診療の支援となるプログラム 令和 4 年度に新設）

参加者の状況

年度	事業1				事業2			腎機能の維持・改善	
	参加者数 (人)	目標の達成率 (%)			参加者数 (人)	目標の達成率 (%)		評価対象 者(人)	維持・改 善者数 (人)
		食事	運動	服薬		食事	運動		
R1	7	84.2	46.3	100.0	11	88.9	77.7	9	7
R2	6	71.0	77.5	90.0	12	84.9	72.8	9	9
R3	7	92.0	75.0	100.0	9	91.7	62.5	※次年度健診で評価	

例年参加者が少ないことが課題であったため、令和4年度から、指導が必要な方に適切な介入ができるよう、管理栄養士による指導を新設しました。

透析患者及び透析の原因の多くを占める糖尿病性腎症患者数は、被保険者数の減少に反し、横ばいの状況であり、今後の透析患者数の増加が懸念されます。今後も、治療中断者への受診勧奨と合わせて、糖尿病の重症化予防に力を入れて取り組めます。



KDB システムより 各年5月分

2 後期高齢者への保健事業の取組みについて

令和3年度から、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」として、後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者へ保健事業と介護予防を一体的に行う取組みを開始しました。

(1) 個別支援（ハイリスクアプローチ）

年度内に75歳になる方の健診の結果から、医療機関への受診が必要な検査項目がある者に対する保健指導及び受診勧奨（面接・電話・通知等）を実施

R3の健診結果から抽出した対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
199	177	88.9

※ R4の健診の結果から、検査項目の経年推移を個々で評価

検査項目 基準値

基準値	重症化対象値	基準値	重症化対象値
収縮期血圧	160以上	空腹時血糖	126以上
拡張期血圧	110以上	HbA1c	6.5以上
中性脂肪	400以上	eGFR	45以下
LDLコレステロール	180以上	尿蛋白	+以上
		心電図	心房細動

(2) 集団支援（ポピュレーションアプローチ）

通いの場（高齢者が定期的に集う場）へ医療専門職等が出向き、フレイル予防講座（①フレイルチェック、②健康教育及び個別指導）を実施

① フレイルチェック

チェック内容：質問票、握力、歩行速度、口腔機能測定

回数	人数	チェック結果			
		フレイル 該当者	該当者 割合	プレフレイル 該当者	該当者 割合
77	1,078	63	5.8	424	39.3

血圧測定や健康相談の結果から必要に応じて各種支援を実施

支援 実施者	支援の内訳		
	受診勧奨	介護サービスの 紹介	その他
61	45	1	15

② 健康教育及び個別指導

理学療法士、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士によるフレイル予防の健康教育及び個別指導

回数	人数	個別指導実施者				
		計	運動	薬剤	歯科	栄養
70	1,361	60	20	24	5	11

※ ①のフレイルチェックの結果から、個別指導が必要な者や、希望がある者に対しては、個別指導を実施

令和4年度から、個別支援の受診勧奨を拡大し、健診・医療・介護データの無い健康状態不明者を把握・支援する取組みを開始しました。また、フレイルリスクのある者を必要に応じて保健指導や医療に接続する、市と医療機関が連携した「フレイル予防体制」の構築に向け取り組めます。

新型コロナウイルス感染症への対応状況と制度改正等について

1 新型コロナウイルス感染症への対応状況（8月10日まで）

(1) 傷病手当金の支給

支給件数 22件 支給額 949,029円

(2) 国民健康保険税の減免（コロナ減免）

減免件数 7世帯 減免税額 1,236,300円

(3) 接触や往来による感染防止のためのオンライン申請件数（8月12日まで）

保険証の再発行 9件

国保喪失手続き 27件

2 マイナンバーカードの保険証利用について

国は、より正確な医療を提供するため、マイナンバーカードによる保険証利用を推進しています。また、将来的にマイナンバーカードを保険証として利用できる環境構築を目指しています。

本市では、マイナンバーカードの保険証利用登録を支援しています。

(1) 国保加入者のマイナンバーカードの保険証利用登録状況

利用登録者（7月20日時点） 3,940人（7月13日登録分まで）

(2) 松本市のマイナンバーカード申請状況

申請者数（7月31日時点） 116,569人（49.0%）

(3) マイナンバーカードリーダー設置医療機関

130施設（厚生労働省のHPに掲載 7月31日現在）

（内訳）病院 8病院

医科診療所 51診療所

歯科診療所 22診療所

調剤薬局 49薬局

3 後期高齢者医療制度の改正について

(1) 制度改正の背景

令和4年度から団塊の世代が75歳（後期高齢者医療制度の適用年齢）になり始め、後期高齢者医療制度の医療費は増大が見込まれています。それを支える世代も減少し続けていることから、国民皆保険制度を未来へつないでいくための改正が行われました。

(2) 制度改正の内容

ア 窓口負担割合2割の創設

1割負担だった方のうち、一定以上の所得があった方
市民税課税標準額が28万円以上（収入による調整もあり）

イ 10月1日以降の保険証送付（今年2回目の更新）

8月に更新した緑色保険証は、有効期限が令和4年9月30日です。（2か月分）
10月1日以降分の桃色保険証を、有効期限を令和5年7月31日で更新します。
（発送予定日：9月7日）

ウ 負担緩和措置

2割負担の創設により、医療費負担が急激に上昇する方には、負担を抑える配慮措置として、1月当たり実質の負担増が3,000円以内となるように高額療養費制度で調整を行います。

エ 受取口座の事前登録

2割負担になる方には、負担調整のため、高額療養費の受取口座を事前に申請できるようにします。

(3) 資料

ア 資料「令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合が2割になる方へのお知らせ」

イ 資料「新しい保険証をお送りします。（10月1日からの負担割合の見直しに伴い、全ての被保険者の方へ保険証を再交付します。）」

(4) 松本市での影響について

国では、被保険者のうち約20%が2割負担に該当する見込みです。

【被保険者の見込み】

区分	4月1日時点	見込み	備考
3割	2,711人	2,685人	
2割（10/1～）		7,663人	国の試算では約2割
1割	34,212人	27,415人	
合計	36,923人	37,763人	

新しい保険証を
お届けします。

10月1日からの負担割合の見直しに伴い、
全ての被保険者の方へ保険証を再交付します。

保険証について

(旧)9月30日まで

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和 4年 9月30日	
被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8	
住 所 ○○市○○町○○番地○○	
氏 名 後期 太郎	性別 男
生年月日 昭和 4年 8月 20日	資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発効期日 令和 4年 8月 1日	交付年月日 令和 4年 8月 1日
一部負担金の割合 1割	
保険者番号 3 9 2 0 9 7 9 1	保険者名 長野県後期高齢者医療広域連合 印



(新)10月1日から

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和 5年 7月31日	
被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8	
住 所 ○○市○○町○○番地○○	
氏 名 後期 太郎	性別 男
生年月日 昭和 4年 8月 20日	資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発効期日 令和 4年 10月 1日	交付年月日 令和 4年 10月 1日
一部負担金の割合 1割	
保険者番号 3 9 2 0 9 7 9 1	保険者名 長野県後期高齢者医療広域連合 印

現在お使いの保険証(緑色)は、
「令和4年9月30日」で有効期限
が切れます。

今回、お届けした有効期限が
「令和5年7月31日」の保険証(桃色)は
令和4年10月1日からご使用ください。

※医療機関を受診する際は、9月までは緑色、10月からは桃色の保険証を窓口で提示してください。
(電子資格確認を受けられる場合は窓口での提示は不要です。)

※有効期限が切れた保険証は、市町村役場へ返却いただくか、個人情報等が判別できないよう、はさみ等で
裁断の上破棄してください。

※住所、氏名、生年月日、性別の記載内容の確認をお願いします。

医療費の窓口負担割合見直しの背景

現在、後期高齢者医療の財源の4割が、現役世代からの後期高齢者支援金で
支えられています。令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始める中で、
現役世代の負担上昇を抑え、国民皆保険を未来につないでいくため、「負担能力の
ある方にご負担いただく」という考え方の下、一定以上の所得の方に医療費の2割を
負担していただくよう見直しが行われました。

窓口負担割合見直しによる変更点

令和4年10月1日から、医療費の窓口負担割合が1割だった方のうち、一定以上の
所得のある方については、負担割合が2割になります。

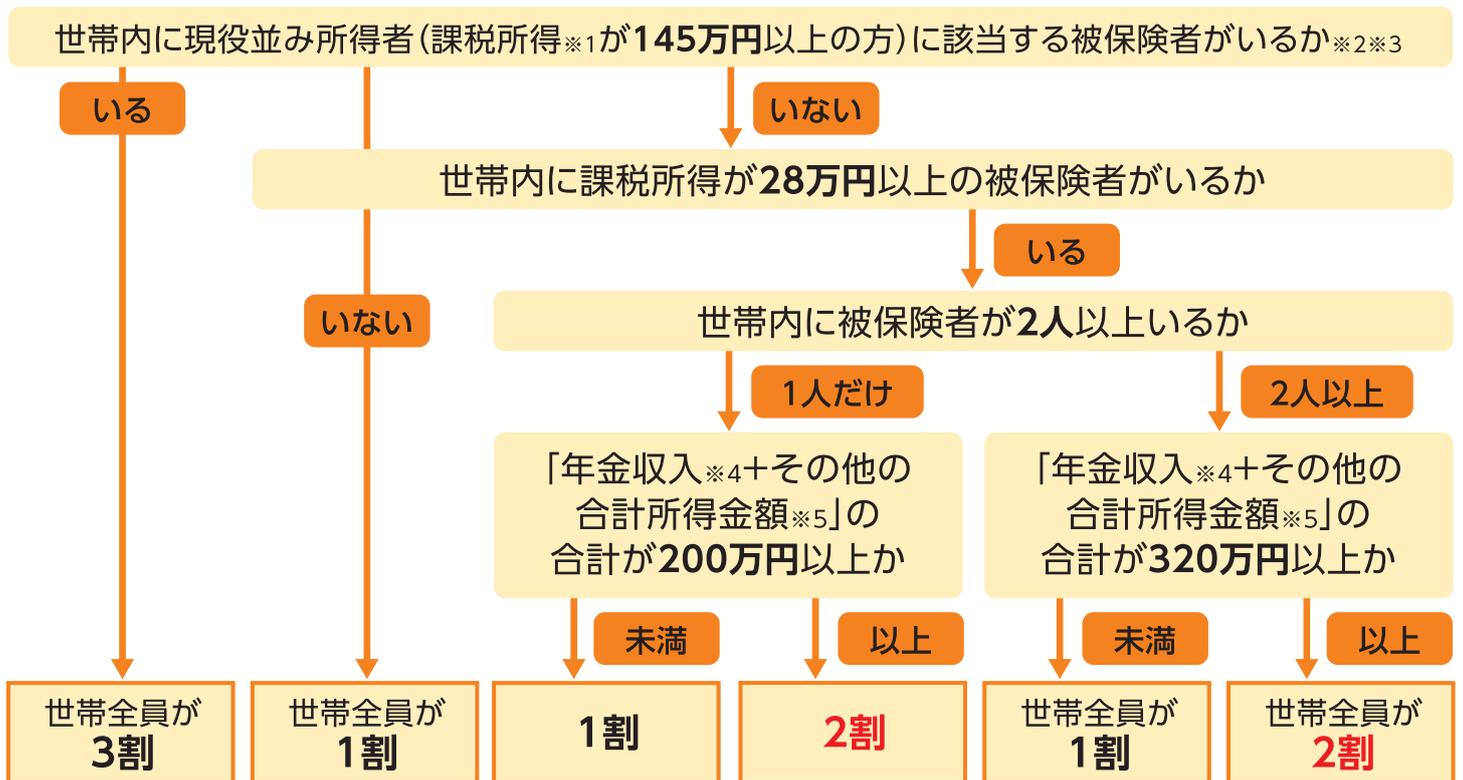
※現役並み所得者の方については、負担割合の変更はありません。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者	1割

被保険者の方のうち、
約20%が2割負担に
該当します。

割合の判定については
裏面を参照

窓口負担割合判定の流れ



※1 「課税所得」とは住民税納税通知の「課税標準」の額で、前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除、所得控除等を差し引いた額です。

なお、基準日(令和3年12月31日)時点において世帯主で、同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の世帯員(その方が給与所得を有する場合、給与所得額から10万円を控除)がいた被保険者については、扶養関係の有無にかかわらず、基準日時点の19歳未満の世帯員の人数に一定額(16歳未満は33万円、16歳以上19歳未満は12万円)を乗じた額を課税所得から控除し、負担割合の判定をします。

※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同一世帯の被保険者については、課税所得145万円以上であっても、前年中の総所得金額から基礎控除(43万円)を差し引いた額の世帯合計額が210万円以下であれば現役並み所得者の対象外となるため、「いない」としてください。

※3 課税所得145万円以上であっても、収入金額が以下の①～③要件を満たす場合、広域連合で収入を確認できる場合や申請をいただいた場合、現役並み所得者の対象外となるため、「いない」としてください。

- ①世帯に被保険者が1人で、その方の収入額が383万円未満
- ②世帯に被保険者が2人以上いる場合で、被保険者全員の収入合計額が520万円未満
- ③世帯に被保険者が1人で、その方の収入額が383万円以上だが、同一世帯の70歳から74歳までの方の収入を含めた収入合計額が520万円未満

※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた金額のことです。

保険証に関するお問い合わせ先



長野県後期高齢者医療広域連合 事務局 業務課 資格保険料係

〒380-0935 長野県長野市大字中御所79-5 NOSAI長野会館2階 (電話)026-229-5320

又は、お住まいの市役所・町村役場の担当窓口へお問い合わせください。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。
- 同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払う必要はありません。そうでない場合には、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻します。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日自動的に払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 ③-④	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には 令和4年9月下旬に広域連合から申請書を郵送します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください!

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188『いやや!』)にお問い合わせください。

書類は必ず
郵送で
お届けします



令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合が 2割になる方へのお知らせ

75歳以上の方等で一定以上所得のある方の 医療費の窓口負担割合が2割に変わります

- ◆ 今回、窓口負担割合が「2割」と記載された被保険者証が交付された方は、令和4年(2022年)10月1日から窓口負担割合が2割となります。
- ◆ 被保険者証を提示するときは「有効期限」を必ず確認し、10月以降は今回交付する被保険者証をお使いください。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- ◆ 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の負担増加額を**3,000円までに抑えます**。
- ◆ 払い戻しのために口座を登録していただく必要がある場合※には、令和4年9月下旬に、広域連合から申請書を郵送します。

※既に高額療養費の払い戻しについて口座が登録されている方には、申請書は郵送されません。

今回の見直しは、現役世代の負担を抑え、
国民皆保険を未来につないでいくためのものです。
見直しの背景や内容、配慮措置の詳細については、
次ページ以降をご確認ください。

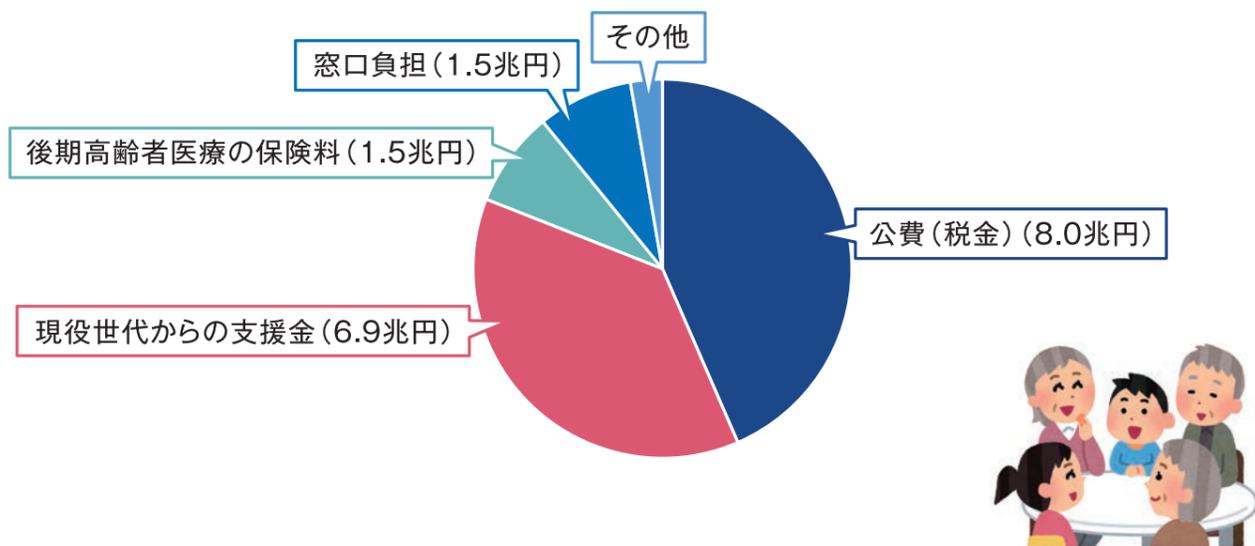
医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。
※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の9時～18時(日曜日・祝日・年末年始は休業)

見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。
- 窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳
(総額約18.4兆円)
※令和4年度予算ベース



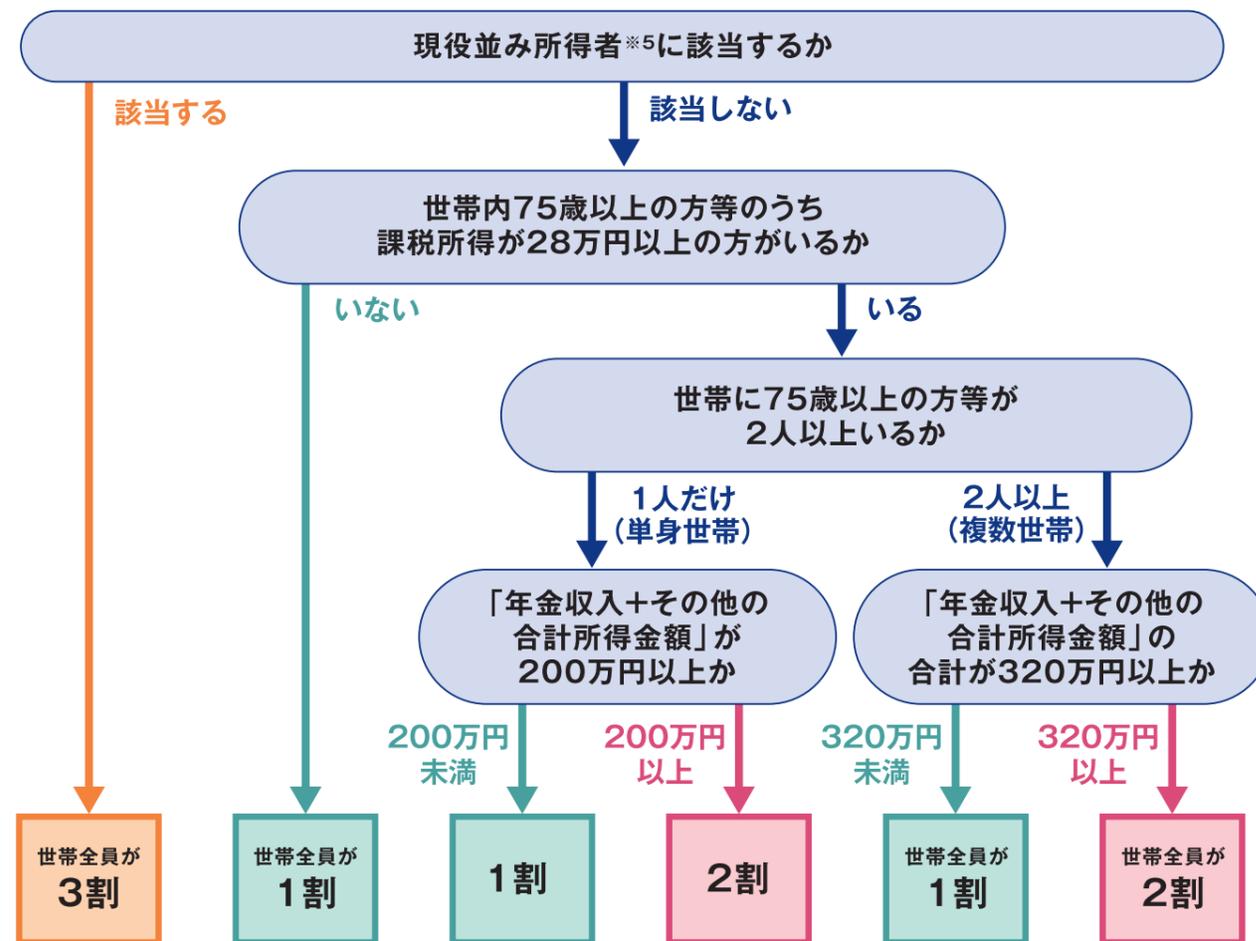
令和4年9月30日まで	
区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

被保険者全体の約20%

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}等(令和3年中のもの)をもとに、世帯単位で判定します。
- 75歳以上の方等で一定以上の所得(課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額^{※4}」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上)がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。



・住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

- ※1 65~74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
- ※5 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。(一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります)